

第20回 法制委員会

法制委員会副委員長 米山 健也 (44期)



1 法制委員会の目的及び過去の活動内容

法制委員会(高中正彦委員長・31期)は、①司法制度の改善に関する事項、②法令の調査、研究意見提言に関する事項及び③日本弁護士連合会司法制度調査会に関する事項等を行うことを目的とする委員会である。

法制委員会は、このような目的に基づき、過去に法務省による、いわゆるパブリックコメントの募集に応じ、意見書を提出してきた。近時に提出した意見書としては、①保険法の見直しに関する中間試案に対する意見書(2007年9月)、②電子登録債権法制中間試案に関する意見書(2006年8月)及び③戸籍法見直しに関する要綱中間試案に対する意見書(同年同月)などがある。

2 法制委員会の最近の活動の特徴

法制委員会の最近の活動の特徴は、重要と思われる法改正等に関しては、理事者会からの諮問を待たず、独自に調査、研究を行い、早期に意見を述べていることである。このようなものとしては、民法(債権法)改正に関する意見書(2008年10月)がある。この意見書は、常議員会の承認を得て、法務省及び民法(債権法)改正検討委員会に対して執行された。

3 本年度の法制委員会の最大のテーマ (民法(債権法)改正への取り組み)

本年度の法制委員会の最大のテーマは、民法(債権法)改正である。

民法(債権法)改正検討委員会が、3月に民法(債権法)改正の基本方針(改正試案)を公表したことなどにより、本年度においては、民法(債権法)改正の動きが本格化すると考えられる。

このような動向を踏まえ、法制委員会は、7月の東京弁護士会夏期合同研究において、委員会での議論の成果を公表した。

また、法制委員会は、5月には、民法(債権法)改正

検討委員会の委員である池田眞朗慶應義塾大学教授を招いてシンポジウムを開催し、また、7月には、民法改正研究会の代表であり、同じく民法(債権法)改正検討委員会の委員でもある加藤雅信上智大学教授を招いて、懇談会(シンポジウム)を開催した。

法制委員会は、このように民法(債権法)改正に関して、極めて積極的な活動を行っており、その活動の熱心さは、おそらく全国の単位会で一番ではないかと考えられる。

4 委員会の雰囲気など

法制委員会に対しては、近時の民法(債権法)改正に向けての動きがあり、近時、東京弁護士会において、もっとも注目を浴びる委員会となっている。法制委員会の委員定数は従前50人以内とされたが、これが昨年70人以内と増員された。それにもかかわらず、現在は、委員定数いっぱい委員がいる。

新たに参加した委員の多くは、いわゆる若手といわれる世代の委員であり、いわゆる中堅・ベテランの委員とともに、委員会において、積極的な発言を行っている。委員会の雰囲気は、極めて自由・闊達である。

5 終わりに

前記のとおり、法制委員会は、現在、委員定数いっぱい委員がいるが、委嘱委員という形で、事実上、委員会に参加することも可能である。

弁護士にとって、そして、何よりも国民にとって極めて重要な問題である民法(債権法)改正に向けた積極的な議論のために、多くの会員の参加を期待する。

*法制委員会に関する問い合わせ先

全体委員会 毎月第3木曜日 午後3時～5時
担当事務局 司法調査課 TEL.03-3581-2207